

嬉野市版 障がい者ハンドブック



福祉課 (嬉野庁舎)

TEL 0954-42-3306

子育て未来課 (塩田庁舎) TEL 0954-66-9121

令和7年4月 現在

【も く じ】

～嬉野市の障がい者支援サービス～

1. 相談

福祉課・子育て未来課	1
嬉野市障がい者等相談支援窓口	1
発達障害児（者）専門相談窓口	1
障害者就業・生活支援センター	2
障害者相談員	2
障害者110番	2
難病相談支援センター	2
知的障害者巡回相談	3
精神保健福祉相談	3
嬉野市社会福祉協議会	3

2. 手帳

身体障害者手帳	5
療育手帳	6
障害者手帳（精神）	7

3. 手当・年金

障害年金制度	8
特別児童扶養手当	8
特別障害者手当	8
障害児福祉手当	9

4. 医療の助成

更生医療	10
育成医療	11
精神通院医療	12
重度心身障害者医療費助成事業	13
難病医療費助成事業	13
小児慢性特定疾病医療費助成事業	14
医療保険の特例	14

5. 障害福祉サービス

介護給付の内容	15
訓練等給付の内容	15

相談支援事業	16
--------	----

6. 障がい児通所サービス

児童通所支援の内容	18
相談支援事業	18

7. 補装具、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付、紙おむつ購入費・福祉タクシー券の給付、軽度・中度難聴児補聴器購入費助成

補装具費の支給	19
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	20
重度障害者等紙おむつ購入費助成事業	21
福祉タクシー券助成事業	21
軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業	22

8. 地域生活支援事業

移動支援事業（外出支援事業）	23
日中一時支援事業	23
日常生活用具の給付	24
訪問入浴サービス事業	25
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	25

9. 補助金

自動車運転免許取得費補助金	26
身体障害者自動車改造費補助金	26

10. 交通費の割引の制度

交通運賃の割引	27
有料道路通行料金の割引	27

11. その他の機関の制度

パーキングパーミット	28
NHK受信料の割引	28
携帯電話基本使用料等	28
Net119 緊急通報システム	29
【聴覚障害者限定】災害時安否確認システム	29
電話リレーサービス	29

～嬉野市内福祉サービス事業所紹介～

～嬉野市の障がい者支援サービス～

1. 相談

障がい者やその家族の困り事や悩み事を少しでも解消し、安心して地域で生活ができるようサポートする窓口です。

以下の機関のほか、身近な地域の民生委員に相談することができます。お住まいの地域の民生委員が分からない場合は、福祉課または子育て未来課へお問い合わせください。

福祉課・子育て未来課

身体障害者手帳や療育手帳、障害者手帳（精神）の交付申請や、障害福祉サービス・障害児通所サービスの申請、補装具の申請など障がい者福祉に関する申請及び相談窓口となっています。

【窓 口】福祉課 （嬉野庁舎 1 F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎 1 F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

嬉野市障がい者等相談支援窓口

専門の相談員が常駐して、次のような福祉や保健に関する業務を行っています。

- ① 福祉や保健の相談をお受けして、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行います。
- ② 各種申請受付、サービス提供の連絡調整を行います。
- ③ 地域のさまざまな役割を持つ方々が集まり地域の課題を改善するための取り組みを行います。

【所在地】〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地（嬉野庁舎 1 F 福祉課内）
【電話】0954（42）3322 【FAX】0954（43）1157
【受付日時】月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（閉庁日を除く）
【時間外対応】電話対応

発達障害児(者)専門相談窓口

県内 7 か所に発達障がい児（者）及びその家族からの相談を受け付ける窓口を定期的に設けられています。相談は予約制ですので、事前に電話でお問い合わせください。

《県南部圏域》 武雄市役所 旧山内庁舎 毎月第 2 火曜日
鹿島市役所 毎月第 4 火曜日

【申込み・問い合わせ先】

NPO法人それいゆ 専門相談窓口受付担当 **【電話】** 0952 (37) 0250

受付時間 月～金（祝祭日を除く）午前 10 時～午後 5 時

※電話がつかない場合はメッセージを残してください。

障害者就業・生活支援センター

在宅の方、障害福祉サービス事業所を利用されている方、在職者、離職者を対象として、障がいのある方の就業に向けた相談・支援を行っています。

【窓 口】 障害者就業・生活支援センター

社会福祉法人 たちばな会

〒849-1311 鹿島市大字高津原 5046 番地（チョボラ鹿島店あと）

【電話】 0954 (62) 3060 **【FAX】** 0954 (62) 3060

障害者相談員

自らも障がいのある方（身体障害者相談員の場合）やその家族の方（知的障害者相談員）で障がい者福祉に深い理解と関心をお持ちの方が相談に応じていただきます。障害者相談員への相談を希望される場合は以下へお問い合わせください。

【嬉野市相談員】 身体障害者相談員 4 名

知的障害者相談員 2 名

【問い合わせ先】 福祉課（嬉野庁舎 1F）**【電話】** 0954 (42) 3306 **【FAX】** 0954 (43) 1157

障害者110番

障がいのある方の心配ごと、悩みごとなどを障がい者の立場から当事者相談員が相談をお受けします。

【相談窓口】 佐賀県障害者社会参加推進センター（佐賀県障害者福祉会館内）

〒840-0851 佐賀市天祐一丁目 8 番 5 号

【電話】 0952 (24) 8110 **【FAX】** 0952 (24) 8110

【相談日時】 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）午前 9 時～午後 4 時

※月 1 回程度弁護士を招いた法律相談を実施しています。

※ファックスによる相談も可能です。

知的障害者巡回相談

県内各地を巡回して、知的障がいのある方の療育手帳など知的障がい者の福祉などに関わる相談に応じます。近隣市町で開催される際は「市報うれしの」に掲載します。

【相談窓口】 知的障害者更生相談所【電話】 0952 (26) 0845

【問い合わせ先】 福祉課 (嬉野庁舎 1F)【電話】 0954 (42) 3306 【FAX】 0954 (43) 1157

子育て未来課 (塩田庁舎 1F)【電話】 0954 (66) 9121 【FAX】 0954 (66) 9140

精神保健福祉相談

精神障がいに関する福祉サービスなどの相談に応じます。また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターでは、心の悩み、心の病気などについても保健師や精神科医（要予約）が相談に応じます。

【相談窓口】

佐賀県精神保健福祉センター 【電話】 0952 (73) 5060 【FAX】 0952 (73) 3388

杵藤保健福祉事務所 精神保健福祉担当 【電話】 0954 (22) 2105 【FAX】 0954 (22) 4573

嬉野市役所健康づくり課 (塩田庁舎 1F) 【電話】 0954 (66) 9120 【FAX】 0954 (66) 9140

嬉野市社会福祉協議会

《福祉サービス利用援助事業》

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等判断能力が不十分な人や、日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスの利用の手続きのお手伝いや、日常生活に必要な金銭管理のお手伝いをしています。

《生活福祉資金貸付事業》

低所得者、障がい者または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の推進を図ります。

※貸付には様々な条件がありますので、嬉野市社会福祉協議会へご相談ください。

《嬉野市福祉資金貸付事業》

一般の融資機関やその他から資金の融資を受けることが困難である低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などに、民生委員と協力し、必要な資金の貸付と相談援助を行い世帯の経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の推進を図ります。

※貸付には様々な条件がありますので、嬉野市社会福祉協議会へご相談ください。

《自立相談支援事業》

仕事や生活などでお困りの方に対して、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

《総合相談事業》

医師によるこころの相談・弁護士による法律相談（予約制）もおこなっています。相談日時は「市報うれしの」に掲載します。※予約は電話にて受け付けております。

《嬉野市権利擁護センター》

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の人権を尊重し、一人ひとりがその人らしく住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関との連携及び協働により成年後見制度等の普及及び相談、後見人等として活動されている嬉野市民の方への支援、その他各種の権利擁護のための相談支援を行います。

【所在地】 塩田本所（嬉野市中央公民館（旧塩田公民館）内）

〒849-1411 嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967 番地

【電話】 0954（66）9131 【FAX】 0954（66）9132

嬉野支所（老人福祉センター内）

〒843-0301 嬉野市嬉野町大字下宿丙 2390 番地 2

【電話】 0954（42）2020 【FAX】 0954（42）2011

2. 手帳

身体障害者手帳

【対象者】視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人。
※交付の判定は佐賀県総合福祉センターで行われます。

【内 容】身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から6級までに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。また、交付を受けた後、障がいの程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

【必要書類】手続きに必要な書類は次のとおり

	写真	印鑑	身体障害者手帳	診断書	マイナンバー のわかるもの
新規	○	○		○	○
等級変更再交付	○	○	○	○	○
障がい名追加再交付	○	○	○	○	○
その他再交付	○	○	(○)		○
住所変更		○	○		○
氏名変更		○	○		○
転入		○	○		○
※転出		○	○		○
返還		○	○		○

※（ ）内は紛失再交付の場合、必要ありません。

※写真は、タテ4cm×ヨコ3cm、無帽正面上半身、1年以内に撮影したものが1枚必要となります（データ可）。

※診断書は、身体障害者福祉法第15条第1項の指定医師が作成した所定の診断書になります。

※転出の場合、転出先での手続きとなります。

【窓 口】福祉課（嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

療育手帳

【対象者】知的障がいがある方（知的機能の障がいがおおむね18歳までに現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別な援助を必要とする状態にある方）

※交付の判定は佐賀県総合福祉センターで行われます。

【内 容】療育手帳は、知的障がい者（児）が一貫した療育・援護を受けることと、この手帳を所持することにより様々なサービスや優遇を受けやすくすることを目的としたものです。障がいの程度によってA及びBの2つに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

【必要書類】手続きに必要な書類は次のとおり

	写真	印鑑	療育手帳
新規	○	○	
再交付	○	○	(○) 2
住所変更		○	○
氏名変更		○	○
転入	(○) 1	○	○
※転出		○	○
返還		○	○

※（ ）1は県内転入の場合、必要ありません。

※（ ）2は紛失再交付の場合、必要ありません。

※新規申請の場合、おおむね18歳以前に知的面に遅れがあったことを証明する書類が必要です。

※写真は、タテ4cm×ヨコ3cm、無帽正面上半身、1年以内に撮影したものが1枚必要となります（データ可）。

※「次の判定月」（有効期限）を過ぎた場合、療育手帳は無効となりますので、必ず手続きをしてください。

※転入手続きをしないなどの場合は、サービスが受けられなくなる場合がありますので、必ず手続きをしてください。

※転出の場合は、転出先での手続きとなります。

【窓 口】福祉課（嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳)

【対象者】精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方（初診日から6か月経過後）

※交付の判定は佐賀県精神保健センターで行われます。

【内 容】精神に障がいのある方が様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から3級までに区分され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

【必要書類】手続きに必要な書類は次のとおり

	写真	印鑑 ※1	障害者手帳 (精神)	診断書もしくは 障害年金証書と振込通知	マイナンバー のわかるもの
新規	○	(○)		○	○
更新	(○) ※ 2	(○)	○	○	○
等級変更	○	(○)	○	○	○
再交付	○	(○)	(○) ※5		○
住所変更	(○) ※ 3	(○)	○		○
氏名変更	(○) ※ 4	(○)	○		○
返還			○		

※1 印鑑は省略できますが、手帳の申請を障害年金でおこなう場合は同意書に押印が必要です。

※() 2～4については、お持ちの手帳が写真貼付済みであれば省略できる場合があります。

※() 3 県内からの転入で、お持ちの手帳が写真貼付済みであれば省略できる場合があります。

※() 5については、紛失再交付の場合、必要ありません。

※写真は、タテ4cm×ヨコ3cm、無帽正面上半身、1年以内に撮影したものが1枚必要となります（データ可）。本人の希望により写真を貼付しない場合は、受けられるサービスに差異が生じることがあります。

※手帳の有効期限は2年間です。更新申請は、有効期限の3か月前から行うことができます。

【窓 口】福祉課 (嬉野庁舎1F) 【電話】0954 (42) 3306 【FAX】0954 (43) 1157
子育て未来課 (塩田庁舎1F) 【電話】0954 (66) 9121 【FAX】0954 (66) 9140

3. 手当・年金

障害年金制度

国民年金・厚生年金・各職域の共済年金の加入者や加入者であった方が、老齢年金の受給開始（満年齢65歳）年齢までに重度の障がいになった時に、その障がいの程度により障がい原因となった病気やケガで初めて医師にかかった時に加入していた年金制度から、障害年金が支給されます。

なお、現に老齢年金を受給している場合は、原則として障害年金の対象にはなりません。

また、知的障がいの方も満20歳から障害基礎年金の対象となる場合がありますので、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の給付を受けていた児童の保護者の方は、手続きをお願いします。

身体障害者手帳や療育手帳、障害者手帳（精神）に記載の等級と、年金請求のための障害者等級の認定は異なります。具体的な内容の確認や手続きについては、下記窓口にご相談ください。

【窓 口】	市民課	（塩田庁舎 1F）	【電話】 0954（66） 9118	【FAX】 0954（66） 9140
	市民課	（嬉野庁舎 1F）	【電話】 0954（42） 3304	【FAX】 0954（42） 0472
	武雄年金事務所		【電話】 0954（23） 0121	

特別児童扶養手当

障がいのある在宅の児童を養育する保護者等に対し、支給されるものです。

【対象者】 精神又は身体に中程度以上の障がいのある **20 歳未満の児童を監護・養育している保護者等**

【手当月額】 （令和7年4月より適用）

1 級（重度）月額 56,800 円

2 級（中度）月額 37,830 円

（4、8、11月の年3回に分けて支給されます。）

【支給制限】 ①本人が施設に入所している場合

②児童が障がいを支給事由とする公的な年金を受給している場合

※所得制限があります。

【窓 口】	福祉課	（嬉野庁舎 1F）	【電話】 0954（42） 3306	【FAX】 0954（43） 1157
	子育て未来課	（塩田庁舎 1F）	【電話】 0954（66） 9121	【FAX】 0954（66） 9140

特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい者本人(20歳以上)に支給されるものです。

【対象者】 20歳以上で著しく重度の障がい状態にある方

【手当月額】 月額 29,590円 (令和7年4月より適用)
(2、5、8、11月の年4回に分けて支給されます。)

【支給制限】 ①本人が施設に入所している場合
②病院(診療所)に継続して3か月以上入院した場合
※所得制限があります。

【窓口】 福祉課 (嬉野庁舎1F) 【電話】 0954 (42) 3306 【FAX】 0954 (43) 1157
子育て未来課 (塩田庁舎1F) 【電話】 0954 (66) 9121 【FAX】 0954 (66) 9140

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人(20歳未満)に支給されるものです。

【対象者】 20歳未満で重度の障がい状態にある方

【手当月額】 月額 16,100円 (令和7年4月より適用)
(2、5、8、11月の年4回に分けて支給されます。)

【支給制限】 ①児童が障がいを支給事由とする公的な年金を受給している場合
②本人が施設に入所している場合
※所得制限があります。

【窓口】 福祉課 (嬉野庁舎1F) 【電話】 0954 (42) 3306 【FAX】 0954 (43) 1157
子育て未来課 (塩田庁舎1F) 【電話】 0954 (66) 9121 【FAX】 0954 (66) 9140

4. 医療の助成

更生医療

【対象者】 **18歳以上**で身体障害者手帳を持っている方

ただし、一定所得以上で「重度かつ継続」に該当しない場合は対象外となります。

【内 容】 指定医療機関で、障がいを軽減したり、機能を回復したりするための医療が受けられます。(白内障手術、角膜移植術、関節手術、心臓手術、心臓移植、人工透析、じん臓移植術など)

なお、原則として医療費の1割が自己負担となります。(所得に応じて月の上限額があります。)

【必要書類等】 ① 印鑑

② 医師の意見書（県が指定した医師が作成したもの）

③ 身体障害者手帳

④ 健康保険証（受診者及び受診者と同じ健康保険に加入している方全員分）

⑤ 受診者の「世帯」の市民税の課税状況等がわかる資料（課税・非課税証明書等、市民税が非課税である場合は障害年金証書等収入の確認できるもの）

※「世帯」とは、受診者と同一医療保険単位で認定するため住民票上の世帯とは異なります。

⑥ マイナンバーのわかるもの（受診者及び受診者と同じ健康保険に加入している方全員分）

⑦ 特定疾病療養受療証（更生医療の申請を人工透析で申請される方のみ）

【窓 口】 福祉課（嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157

子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

育成医療

【対象者】 **18歳未満**で身体に次のような障がいがあり、そのまま放置すると将来一定の障がいが残るとみられる児童で、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できるもの。

ただし、一定所得以上で「重度かつ継続」に該当しない場合は対象外となります。

（角膜移植術、関節手術、心臓手術、心臓移植、人工透析、じん臓移植術、口蓋形成術など）

【内 容】 指定医療機関で、入院又は通院で治療等を受けた場合にその治療に要する医療費の助成を受けることができます。

なお、原則として医療費の1割負担となります。（所得に応じて月の上限額があります。）

【必要書類等】 ① 印鑑

② 医師の意見書（県が指定した医師が作成したもの）

③ 健康保険証（受診者及び受診者と同じ健康保険に加入している方全員分）

※国民健康保険加入者は国保加入者全員分

④ 受診者の「世帯」の市民税の課税状況等がわかる資料（課税・非課税証明書等、市民税が非課税である場合は障害年金証書等収入の確認できるもの）

※「世帯」とは、受診者と同一医療保険単位で認定するため住民票上の世帯とは異なります。

⑤ マイナンバーのわかるもの（受診者及び受診者と同じ健康保険に加入している方全員分）

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157

子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

精神通院医療

【対象者】 精神疾患があり、通院医療を受けている方

ただし、一定所得以上で「重度かつ継続」に該当しない場合は対象外となります。

【内 容】 承認された場合には、医療受給者証が交付されます。

指定をした精神疾患の治療を行う医療機関（薬局・訪問看護事業所を含む）を利用する時に医療受給者証を提示することで、自己負担が原則 1 割負担になります。デイケア、訪問看護を受けるときには、追加申請が必要となります。

【利用方法】 有効期間は 1 年間で、引き続き利用する場合には、有効期限の 3 か月前から継続の手続きができます。

【必要書類等】 ① 自立支援医療診断書（精神通院医療用）

※原則として「2 年に 1 度」の提出が必要です。

② 医療受給者証（継続の場合）

③ 健康保険証（受診者及び受診者と同じ健康保険に加入している方全員分）

④ 受診者の「世帯」の市民税の課税状況等がわかる資料（課税・非課税証明書等、市民税が非課税である場合は障害年金証書等収入の確認できるもの）

※「世帯」とは、受診者と同一医療保険単位で認定するため住民票上の世帯とは異なります。

⑤ マイナンバーのわかるもの（受診者及び受診者と同じ健康保険に加入している方全員分）

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎 1 F）【電話】 0954（42）3306 【FAX】 0954（43）1157

子育て未来課（塩田庁舎 1 F）【電話】 0954（66）9121 【FAX】 0954（66）9140

更生医療・育成医療・精神通院医療 ～利用者負担～

	所得区分	医療保険加入単位の対象世帯	月額上限額
非課税世帯	生活保護世帯	生活保護世帯	0 円
	低所得 1	市民税非課税世帯で本人の収入が 8 0 万円未満	2, 5 0 0 円
	低所得 2	市民税非課税世帯で、低所得 1 以外	5, 0 0 0 円
課税世帯	中間所得 1	市民税所得割が 3 万 3 千円未満	各医療保険の自己負担額(※1)
	中間所得 2	市民税所得割が 3 万 3 千円以上 2 3 万 5 千円未満	各医療保険の自己負担額(※2)
	一定所得以上	市民税所得割が 2 3 万 5 千円以上	自立支援医療費支給の対象外(※3)

※重度かつ継続の場合 (※1) 5, 0 0 0 円になります。

(※2) 1 0, 0 0 0 円になります。

(※3) 2 0, 0 0 0 円になります。

重度心身障害者医療費助成事業

重度の障がい者の方が病院などの医療機関で診療を受けた場合の医療費の自己負担金（保険診療分）を助成するものです。

対象者	身体障害者手帳の１級・２級をお持ちの方 療育手帳Ａをお持ちの方 身体障害者手帳３級でかつ知能指数５０以下の方 精神障害者保健福祉手帳の１級をお持ちの方
助成方法	医療機関窓口にて一部負担額を一旦支払った後、市役所にて助成申請（領収書添付）を提出
自己負担額	一人、ひと月５００円 ※１か月の医療費から５００円を差引いた額を還付します。

※受給者本人、受給者の保護者・配偶者あるいは養育している方の**所得が限度額にかかる方は助成対象外**です。

毎年、所得状況等の確認を行います。（手続きは不要です）

所得制限の限度額については、お問い合わせください。

※助成対象となる医療費は医科・歯科・調剤の**保険診療分**です。保険診療外の医療費は助成の対象外です。精神障害者保健福祉手帳１級のみをお持ちの方の精神病床への入院は保険診療でも対象外です。

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎１Ｆ）【電話】 0954（42）3306 【FAX】 0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎１Ｆ）【電話】 0954（66）9121 【FAX】 0954（66）9140

難病医療費助成事業

【指定難病】「難病の患者に対する医療等に関する法律」の医療費助成の対象疾患 **348** 疾患

【内 容】 指定難病に罹患、その疾病の程度が認定基準に該当、認定された場合は医療受給者証（有効期間原則１年以内）が交付されます。都道府県知事の指定を受けた、指定医療機関での医療に限り助成の対象となります。自己負担が原則２割負担になります。（経過措置により１割負担の場合もあります。）

【窓 口】 杵藤保健福祉事務所 健康推進課 【電話】 0954（22）2105 【FAX】 0954（22）4573

小児慢性特定疾病医療費助成事業

【内 容】 小児慢性特定疾病にかかっている１８歳未満の児童（引き続き治療が必要であると認められる場合は２０歳未満）で、認定された場合は医療受給者証が交付されます。都道府県知事の指定を受けた指定医療機関での保険適用分の医療費と入院時食事療養費の自己負担が原則２割負担になります。（自己負担限度額が所得に応じて異なります。）

【窓 口】 杵藤保健福祉事務所 福祉支援課 【電話】 0954（23）3174 【FAX】 0954（22）4573

医療保険の特例

６５歳以上７５歳未満の方で一定の障がいがある方で、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は後期高齢者医療保険に移行できます。

一定の障がいとは？

身体障害者手帳	● １級・２級・３級 ● ４級の次のいずれか ① 音声機能、言語機能の著しい障がい ② 両下肢のすべての指を欠くもの ③ １下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの ④ １下肢の機能の著しい障がい
障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）	● １級、２級
療育手帳	● A（重度）
国民年金法等の障害年金	● １級、２級

【窓 口】 健康づくり課（塩田庁舎 １F）【電話】 0954（66）9120 【FAX】 0954（66）9140
福祉課（嬉野庁舎 １F）【電話】 0954（42）3306 【FAX】 0954（43）1157

5. 障害福祉サービス

障がいのある方の障がいの程度や社会活動、介護（支援）者の有無、居住などの状況を踏まえ、日常または社会生活における必要なサービスを提供するものです。

【対象者】身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方、障害者手帳（精神）をお持ちの方、自立支援医療（精神通院）を受給している方、難病患者等。

※このサービスの利用には障害支援区分認定及び支給決定を受ける必要があります。

※介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。

※障害支援区分不要のサービスもあります。

介護給付の内容

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、食事、入浴、排泄などの介助・介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅で食事、入浴、外出時の移動支援など総合的な介護を行います。
同行援護	視覚障がい者に移動に必要な情報、援護など外出支援を行います。
行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動が困難な人に必要な支援、移動支援などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が高い人に居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等で介護が困難な場合、支援施設へ短期入所させ、食事、入浴等の介護を行います。
療養介護	医療と介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に対して夜間や休日に介護を行います。

訓練等給付の内容

自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活、社会生活ができるよう一定期間必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に一定期間必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で就労が困難な人に働く場を提供すると共に必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間・休日に共同生活を行う住居で相談や援助を行います。

自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
--------	---

相談支援事業

計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者、障がい児に対し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、支給決定後の計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等、精神病院に入院している人が住居の確保、地域における生活に移行するための相談を行います。
地域定着支援	一人で生活する人などが緊急事態等に相談、緊急訪問等を行います。

※サービスを利用したときの費用

【障がい者】

区分	世帯の収入状況		利用者負担上限月額
生活保護	生活保護世帯		0 円
低所得 1	市民税非課税世帯（年間収入が 8 0 万円以下）		0 円
低所得 2	市民税非課税世帯（年間収入が 8 0 万円を超える）		0 円
一般 1	市民税課税世帯	通所施設・居宅利用者	9， 3 0 0 円
	（所得割 1 6 万円未満）	入所施設利用者	
	特定サービス利用者（※ 2）、 2 0 歳以上の施設入所者（※ 3）を除く		
一般 2	市民税課税世帯（所得割 1 6 万円以上） 特定サービス利用者（※ 2）、 2 0 歳以上の施設入所者（※ 3）		3 7， 2 0 0 円

※ただし、特定サービス利用者、20歳以上の施設入所者は所得割16万円未満であっても「一般2」となります。

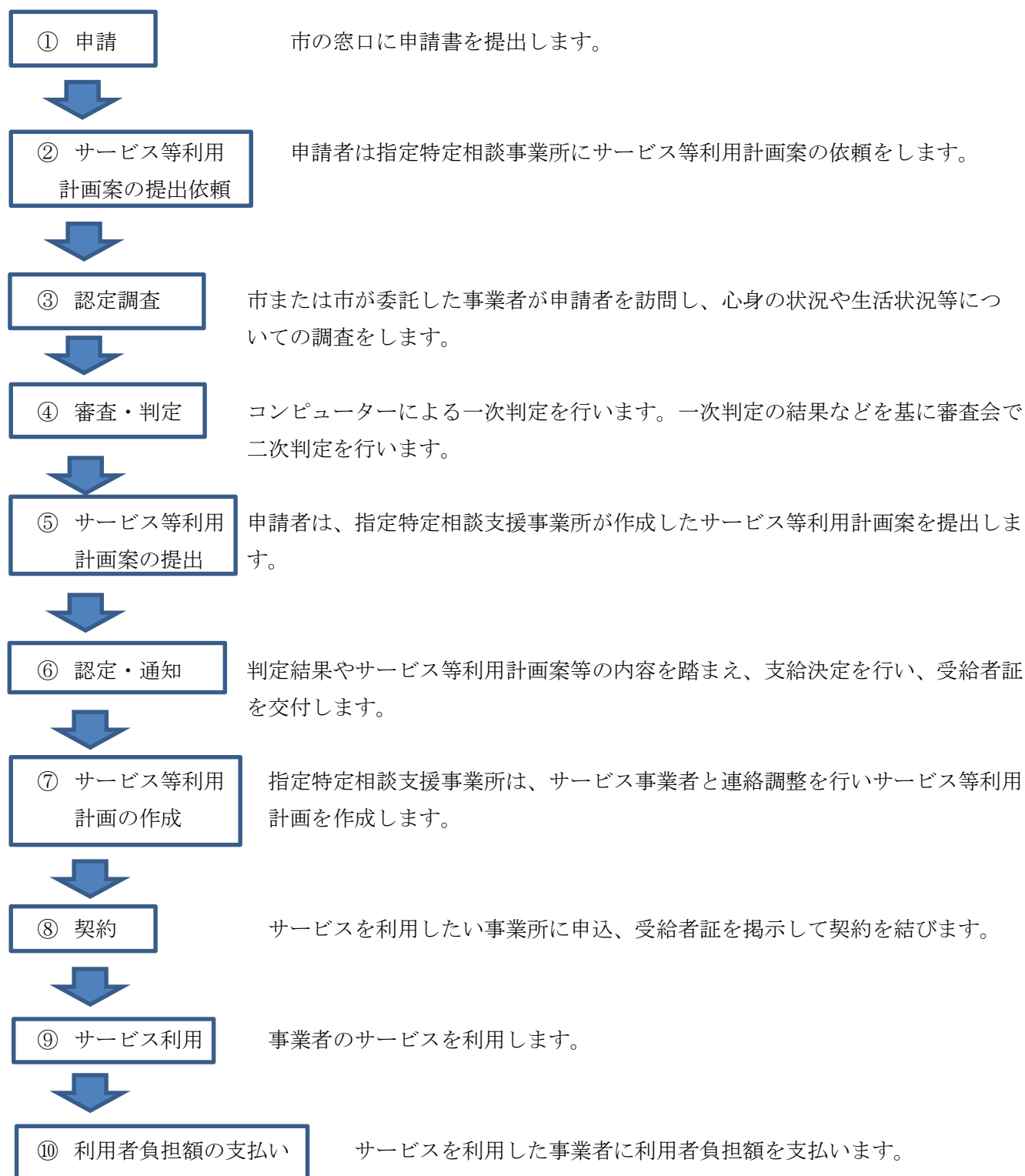
【障がい児】（20歳未満の入所施設利用者を含む）

区分	世帯の収入状況		利用者負担上限月額
生活保護	生活保護世帯		0円
低所得1	市民税非課税世帯（年間収入が80万円以下）		0円
低所得2	市民税非課税世帯（年間収入が80万円を超える）		0円
一般1	市民税課税世帯	通所施設・居宅利用者	4,600円
	（所得割28万円未満）	入所施設利用者	9,300円
一般2	市民税課税世帯（所得割28万円以上） 特定サービス利用者（※2）		37,200円

※療養介護・医療型児童発達支援の場合9,300円以下

（※2）特定サービス決定者・・・共同生活援助（GH）・宿泊型自立訓練

※障害福祉サービスの利用の流れ



【窓 口】 福祉課 (嬉野庁舎 1 F) 【電話】 0954 (42) 3306 【FAX】 0954 (43) 1157
子育て未来課 (塩田庁舎 1 F) 【電話】 0954 (66) 9121 【FAX】 0954 (66) 9140

6. 障がい児通所サービス

概ね0～18歳の高等学校卒業までの年齢児が受給できるサービスで、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のための訓練等を行います。

児童通所支援の内容

児童発達支援	就学前までの児童に対する基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童に対し放課後や長期休暇中に行う生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し児童に対して集団生活適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

相談支援事業

障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に対し、支給決定時の障害児支援利用計画を作成、支給決定後の計画の見直しを行います。
---------	---

※サービスを利用したときの費用

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯（年間収入が80万円以下）	0円
低所得2	市民税非課税世帯（年間収入が80万円を超える）	0円
一般1	市民税課税世帯	4,600円
一般2	市民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円

※保育無償化により、3歳の誕生日を過ぎてはじめて迎える4月以降の未就学児が利用するサービスに係る費用は無料になりました。

【窓口】 福祉課（嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

7. 補装具、小児慢性特定疾病児童日常生活用具、紙おむつ購入費、福祉タクシー券、中度・軽度難聴児補聴器購入費助成

補装具費の支給

【対象者】身体障害者手帳を持っていて、総合福祉センターで必要と認められた方、もしくは難病患者で必要と認められた方

【内 容】身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活又は職業生活を容易にするために必要な用具（補装具）の購入及び修理を行っています。

【利用者負担】1割の負担が生じます。（ただし、非課税世帯の方は軽減措置があります。）

給付対象者が障がい者（18歳以上）の場合は障がい者及びその配偶者のうち最多納税者の市民税所得割の額が46万円以上ある方は支給の対象となりません。

補装具の購入については、**事前にご相談**ください。

交付については、申請後総合福祉センターの判定を受け、市から結果を通知します。

【補装具一覧】

障がい区分	対象品目
視覚障がい者（児）	眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ
聴覚障がい者（児）	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置修理
肢体不自由者（児）	義肢（義手・義足）、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（一本つえ以外） 重度身体障害者用意思伝達装置
肢体不自由児のみ	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
難病患者	車椅子（電動）、歩行器、重度障害者意思伝達装置、整形靴

※先に品物を購入した場合の助成はありません。

※補装具の支給を受けてから耐用年数が経過するまでの間は、修理を行うことができます。また修理不能となった場合は、再度補装具費の支給を受けることができます。（再支給の際は、支給を受ける時と同様の手続きが必要です。）

【必要書類】補装具費（購入・修理）支給申請書、見積書、医師の意見書、身体障害者手帳、印鑑
マイナンバーのわかるもの

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の支給

【対象者】 小児慢性特定疾病の認定を受けた児の方

【内 容】 小児慢性特定疾病の認定を受けた児の方が容易に使用できるように制作された日常生活用具を給付します。必要な場合は、事前に相談してください。

【利用者負担】

世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	1, 1 0 0 円
市町村民税均等割額のみ課税世帯	2, 2 5 0 円
市町村民税課税世帯であって市町村民税所得割額の区分が佐賀県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱別表 2 に定める額	2, 9 0 0 円 ～全額負担

【必要書類】 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付支給申請書、小児慢性特定疾病医療受給者証、見積書、印鑑、マイナンバーのわかるもの

【小児慢性特定疾病児童日常生活用具一覧】

対象品目
便器 特殊マット・便器・寝台・尿器 歩行支援用具（手すり、スロープ、歩行器等） 入浴補助用具 体位変換器 車椅子（電動以外の場合） 頭部保護帽 電気式たん吸引器 クールベスト 紫外線カットクリーム ネブライザー（吸入器） パルスオキシメーター ストマ装具（消化器系・尿路系） 人工鼻

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎 1 F）【電話】 0954 （42） 3306 【FAX】 0954 （43） 1157
 子育て未来課（塩田庁舎 1 F）【電話】 0954 （66） 9121 【FAX】 0954 （66） 9140

重度障がい者等紙おむつ購入費助成事業

重度障がい者の紙おむつ購入費の一部を助成するものです。

【対象者】 市内に住所のある満3歳以上の方で、下記のすべてに該当する在宅の重度障がい者で自力の排出行為が困難な状態または本人の意思表示ができないことにより常時おむつが必要な状態にある方

- ① 身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aをお持ちの方
- ② 全ての世帯員の市民税が非課税である世帯に属する方
- ③ 日常生活用具費給付事業等の制度から紙おむつの支給を受けていない方
- ④ 嬉野市長期療養高齢者紙おむつ支給事業実施要綱の支給決定を受けていない方

【助成方法】 1枚1,000円の助成券交付（月6枚限度）

※助成券が利用できる販売店についてはお問い合わせください。

【窓口】 福祉課（嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

福祉タクシー券助成事業

重度障がい者等のタクシー料金の一部を助成するものです。

【対象者】 市内に住所があり、在宅で下記のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方
- ② 療育手帳Aをお持ちの方
- ③ 障害者手帳（精神）1・2・3級をお持ちの方

【助成方法】 1人につき1枚500円の助成券（年間12枚限度）

※ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方は対象外となります。

【窓口】 福祉課（嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成するものです。

【対象者】 次の要件を全て満たす方が対象になります。

①保護者が嬉野市内に住所を有している 18 歳以下※の方

※18 歳に達した日（誕生日の前日）の属する年度の 3 月 31 日まで

②いずれかの耳または両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、聴覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない方

③補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医師に判断された方

【対象品目】

- ・ FM補聴器を含む補聴器の購入、更新、修理費用
- ・ 人工内耳体外機の更新費用

【助成金額】 各補聴器等の基準金額と補聴器購入費のいずれか低い額の 3 分の 2 の額

補聴器の購入前に市へ申請が必要です。 購入後に申請をしても助成対象になりません。

対象品目上限額や申請方法等は、下記へお問い合わせください。

【窓 口】 福祉課 (嬉野庁舎 1 F) 【電話】 0954 (42) 3306 【FAX】 0954 (43) 1157
子育て未来課 (塩田庁舎 1 F) 【電話】 0954 (66) 9121 【FAX】 0954 (66) 9140

8. 地域生活支援事業

障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施される事業です。

移動支援事業(外出支援事業)

【対象者】 市内に住所を有する障がい者（児）のうち福祉事務所長が外出の支援が必要と認めた者

【内 容】 ① 社会生活上必要不可欠な外出介護支援（本人同伴）

金融機関等での手続等、公的行事への参加、生活必需品の買物、冠婚葬祭等による外出

② 余暇活動等社会参加のための外出介護支援

外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇等による外出

※通院のための移動は対象となりません。障害福祉サービスの通院等介助をご利用ください。

※通勤などの経済活動についてはご利用できません。

※開始終了時間、利用場所、各種費用の負担について要件がありますので、詳細は窓口までお問い合わせください。

【利用者負担】 原則として、サービスにかかる料金の1割を自己負担していただきます。

（世帯の課税状況等に応じて負担上限額があります）

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

日中一時支援事業

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 療育手帳を持っている方（あるいは判定機関で判定を受けた方）（児童を含む）
- ② 身体障害者手帳、障害者手帳（精神）または自立支援医療（精神通院）受給者証を持っている方
- ③ 難病患者の方（特定疾患医療受給者証や診断書等により難病等について確認できる方）
- ④ その他、診断書等により精神障がいや発達障がいについて確認できる方

【内 容】 障がい者等の日中活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の一時的な支援を目的としています。

【利用者負担】 原則として、サービスにかかる料金の1割を自己負担していただきます。

（世帯の所得状況等に応じて負担上限額があります。）

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

日常生活用具の給付

【対象者】 在宅の障がい者（児）の方（品目別に規定があります）

【内 容】 障がい者（児）の方、もしくは難病患者で必要と認められた方が容易に使用できるように制作された日常生活用具を給付します。必要な場合は、事前に相談してください。

【利用者負担】 原則として、基準額の1割を自己負担していただきます。
（世帯の所得状況等に応じて負担上限額があります）

【必要書類】 日常生活用具給付申請書、見積書、障害者手帳等、印鑑、マイナンバーのわかるもの

【日常生活用具品目表】

障害区分	対象品目
上肢障がい	特殊便器
下肢障がい 体幹障がい	便器・特殊尿器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、体位変換器、特殊寝台、特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、入浴担架、T字状・棒状のつえ、居宅生活動作補助器具
視覚障がい	音声（触読）時計、点字タイプライター、点字図書、点字器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、情報・通信支援用具、視覚障害者用活字文書読上げ装置 《視覚障がい者のみの世帯対象》 電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、音声体重計、音声体温計
聴覚障がい	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用屋内信号装置
じん臓機能障がい	透析液加温器
呼吸器機能障がい	酸素ボンベ運搬車（在宅酸素療法を行う方）、電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、自家発電機・外部バッテリー（在宅で人工呼吸器を装着している方）
直腸及び膀胱機能障がい、 排便・排尿機能障がい	ストマ装具（消化器系・尿路系）、紙おむつ等
知的障がい者	頭部保護帽
重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	火災警報器・自動消火器（火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のみの世帯）
難病患者の方	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

※障がいの程度等により、対象品目が制限される場合もあります。詳しくは窓口でご相談ください。

【窓 口】 福祉課（嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

訪問入浴サービス事業

【対象者】市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳１・２級所持者で、次の条件のすべてに該当する方

- ① 他の障害福祉サービスによる入浴が困難で、本事業によらなければ入浴が困難な方
- ② 医師から入浴可能と診断されている方

※介護保険等、他の法令に基づく事業で同様のサービスを受ける事ができる場合は、そのサービスを優先する。

【内 容】入浴が困難な方に訪問入浴車を派遣し、居室内に簡易浴槽を設置して入浴サービスを実施します。（週１回を原則とします。）

【利用者負担】原則として、サービスにかかる料金の１割を自己負担していただきます。
（世帯の所得状況等に応じて負担上限額があります）

【必要書類】申請書、健康診断書（所定様式）、印鑑

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎１F）【電話】 0954（42）3306 【FAX】 0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎１F）【電話】 0954（66）9121 【FAX】 0954（66）9140

手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

【利用対象者】

聴覚障害者等で、手話又は要約筆記をコミュニケーションの手段として使用している方。

※市内で開催される大会、講演会、講習会等へも派遣可能。ただし、公的機関が開催した場合や営業活動等の大会は除く。

【派遣による利用者負担】

利用者負担は無料。ただし、派遣に伴う手話通訳者の交通費（派遣場所までの交通費は除く）、入場料、その他の実費は利用者負担。

【派遣場所・派遣対象要件】

派遣場所は、原則佐賀県内。

派遣対象の要件は、届出や相談等で公的機関に赴く場合。受診や相談等で医療機関に赴く場合。

就労等の相談等で事業所等に赴く場合。市内で開催される大会等を主催する場合。

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎１F）【電話】 0954（42）3306 【FAX】 0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎１F）【電話】 0954（66）9121 【FAX】 0954（66）9140

9. 補助金

自動車運転免許取得費補助金

【対象者】 次のいずれにも該当する方

- ・就労等に伴い自動車運転免許を取得する必要がある者
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で本市に住所を有する者
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）第88条に規定する欠格事由に該当しない者
- ・前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の支給の制限未満である者
- ・嬉野市障がい者自動車運転免許取得費補助金の交付を受けたことがない者

【対象経費・補助金額】

対象経費は免許取得に要する自動車学校等の経費。

ただし、大型自動二輪車・普通自動二輪車・原動機付自転車の免許取得に要する経費は対象外。

補助金の額は、要した経費と10万円の少ない方の額。

【申請方法】

免許取得前（自動車学校入校時）に事前申請が必要です。必要な書類等を下記担当窓口へお問い合わせください。

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

身体障害者自動車改造費補助金

【対象者】 次のいずれにも該当する方

- ・嬉野市内に住所がある在宅の身体障害者で、身体障害者手帳1級または2級に該当する
- ・就労等に伴い自らが運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を改造する必要があると認められる
- ・前年度の所得税の課税所得金額が特別障害者手当の支給制限未満である
- ・改造しようとする自動車の車検証の所有者又は使用者欄に自らの氏名が記載されている
- ・改造しようとする自動車の自動車税又は軽自動車税を滞納していない

【対象経費・補助金額】

補助金の対象となる経費は、改造前に申請をした操向装置及び駆動装置の改修に要した額で、補助金の上限額は10万円。1車両につき1回限りです。

※申請をせずに改造された場合は補助金の対象外です

【申請方法】

補助金を受けようとする方は、改造前に申請が必要です。必要書類等は下記担当窓口へお問い合わせください。

【窓 口】 福祉課 （嬉野庁舎1F）【電話】0954（42）3306 【FAX】0954（43）1157
子育て未来課（塩田庁舎1F）【電話】0954（66）9121 【FAX】0954（66）9140

10. 交通費の割引制度

交通運賃の割引

交通費の割引については、ＪＲ運賃、航空運賃、バス運賃、タクシー運賃などがありますが、各交通機関にお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

【対象者・対象となる車】

《身体障がい者が自ら自動車を運転する場合》

→身体障がい者又はその親族等が所有する自動車

《重度の障がい者（身障手帳又は療育手帳の第一種）が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合》

→重度障がい者若しくはその親族等が所有するもの又はこれらの者が対象となる自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障がい者を継続して日常的に介護しているものが所有している自動車

＊事前登録されていない自動車であっても手帳の提示により本割引の対象になります。

【割引率】通常料金の半額

【申請方法】

- ・手帳、自動車車検証、運転免許証（障がいのある方が運転する場合のみ）を持参のうえ、以下の窓口で申請してください。
- ・ＥＴＣを申請の場合は、障がいのある方ご本人名義のＥＴＣカード、ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの（ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書等）が必要です。

＊この他に用件確認のために別途書類等が必要な場合があります。

＊オンラインによる申請もできるようになりました。（ＥＴＣ利用登録者を対象）

【窓 口】 福祉課 (嬉野庁舎 1F) 【電話】 0954 (42) 3306 【FAX】 0954 (43) 1157
子育て未来課 (塩田庁舎 1F) 【電話】 0954 (66) 9121 【FAX】 0954 (66) 9140

11. その他の機関の制度

パーキングパーミット

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 身体に障がいのある方で歩行が困難な方（身体障がい者手帳の対象等級に該当される方）
- ② 一時的に歩行が困難な方（けが・病気をされている方、妊産婦の方）
- ③ 高齢者で歩行が困難な方（要介護1以上の方）
- ④ 難病等により歩行が困難な方
- ⑤ 知的障がいのある方で歩行が困難な方（療育手帳Aをお持ちの方）

【内 容】 佐賀県が身障者用駐車場の利用にあたり、県内に共通する利用証を交付し、駐車スペースを確保するものです。

【窓 口】 福祉課 (嬉野庁舎1F) 【電話】 0954 (42) 3306 【FAX】 0954 (43) 1157
子育て未来課 (塩田庁舎1F) 【電話】 0954 (66) 9121 【FAX】 0954 (66) 9140

NHK受信料の割引

【対象者】 全額免除⇒公的扶助受給者のほかに、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員であり、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除⇒世帯主（受信契約者）が視覚障がい者や聴覚障がい者（手帳に記載のある方）または重度の身体障がい者（手帳等級1～2級）、重度の知的障がい者（療育手帳または判定書が「A判定」）の場合、重度の精神障がい者（手帳等級1級）

【窓 口】 福祉課 (嬉野庁舎1F) 【電話】 0954 (42) 3306 【FAX】 0954 (43) 1157
子育て未来課 (塩田庁舎1F) 【電話】 0954 (66) 9121 【FAX】 0954 (66) 9140
NHK放送受診料窓口 【電話】 0570 (077) 077
フリーダイヤル 【電話】 0120 151515

携帯電話基本使用料等

携帯電話割引内容・申込み方法・対象者等については、各携帯電話会社によって異なりますので、ご加入の携帯電話取扱店にお問い合わせください。

Net119 緊急通報システム

聴覚や言語機能またはそしゃく機能の障害等によって音声での会話が困難な方が、スマートフォン等からインターネットを利用して、音声によらない 119 番通報ができるサービスです。

※障害者手帳所持の条件はありません。

対象になるかどうかについては杵藤地区広域市町村圏組合消防本部での判断になります。

利用される場合は事前登録が必要です

詳しくは、杵藤地区広域市町村圏組合消防本部ホームページをご覧ください。

【聴覚障害者限定】災害時安否確認システム

佐賀県聴覚障害者サポートセンターでは、災害時に聴覚障害者及び情報支援者の情報を把握して、必要な避難・支援・救助につなげるための災害時安否確認システムを運用しています。

【対象者】

- ・佐賀県内在住の聴覚障害者（聞こえに不安がある者も含む）で、1 人または夫婦 2 人のみの世帯の方。
- ・手話通訳・要約筆記の情報支援者

利用される場合は事前登録が必要です

詳しくは、佐賀県聴覚障害者サポートセンターへお問い合わせください。

【電話】0952-40-7700 【FAX】0952-40-7705

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難がある人（以下、きこえない人等）と、きこえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができるサービスです。

令和 3 年 7 月 1 日から公共インフラとしてサービスの提供が始まり、24 時間 365 日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

○ 利用シーン例

- ・緊急通報機関への連絡
- ・病院の予約、連絡
- ・店舗の予約、連絡
- ・学校や塾などとの連絡
- ・家族、友人との連絡
- ・その他、金融機関や宅急便の再配達など様々な場面で活用できます。

■利用方法■

【きこえない人】

電話リレーサービスアプリのダウンロードと事前の利用者登録が必要です

登録方法・利用方法などの詳細は、日本財団電話リレーサービスホームページをご確認ください。

【きこえる人】

※電話リレーサービスを介して、きこえない人等から電話があった際には、通話を拒否することがないようにご理解とご協力をお願いします。

きこえる人は、事前の利用登録の手続きは不要です。

- ・ 詳細については、日本財団電話リレーサービスホームページをご確認ください。

お問合せ先

電話リレーサービス提供機関：一般財団法人日本財団電話リレーサービス

【電話】 03-6275-0912 【FAX】 03-6275-0913

～嬉野市内福祉サービス事業所紹介～

○居宅介護事業所

居宅介護事業所 青空（特定非営利活動法人 青空）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲 2 0 1 1

電 話 0 9 5 4－2 0－2 6 5 6

サービス内容 居宅介護、重度訪問介護

済昭園 障害者居宅介護事業所（社会福祉法人 済昭園）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 3 4 3 2－1

電 話 0 9 5 4－6 6－5 4 0 3

サービス内容 居宅介護、重度訪問介護

ふくしサービスセンター びすけっと西部（社会福祉法人グリーンコープ）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 3 2 5 6－1

電 話 0 9 5 4－6 8－0 4 0 1

サービス内容 居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護

訪問介護ステーション 百花之里（株式会社 心乃夾人）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙 9 6 1－1

電 話 0 9 5 4－4 3－0 8 8 3

サービス内容 居宅介護、重度訪問介護

第一たちばな学園（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 2 1 4 7

電 話 0 9 5 4－6 6－6 1 6 1

サービス内容 居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護

ヘルパーステーション ココカラ（株式会社 平野メディカルカンパニー）

所在地 嬉野市嬉野町大字下野丙 2 4 6 番地

電 話 0 8 0－3 1 7 7－0 3 7 1

サービス内容 居宅介護

○短期入所（ショートステイ）

第一たちばな学園（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 2 1 4 7

電 話 0 9 5 4－6 6－6 1 6 1

定 員 5 名

備 考 送迎・食事提供有り（実費負担が必要となります。）

第二たちばな学園（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字谷所甲 1 3 8 8

電 話 0 9 5 4－6 6－5 4 1 0

定 員 2 名

備 考 送迎・食事提供有り（実費負担が必要となります。）

○施設入所支援（併せて生活介護の利用）

第一たちばな学園（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 2 1 4 7

電 話 0 9 5 4－6 6－6 1 6 1

定 員 7 0 名

備 考 居室・食費・光熱水費等の実費負担があります。

第二たちばな学園（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字谷所甲 1 3 8 8

電 話 0 9 5 4－6 6－5 4 1 0

定 員 3 0 名

備 考 居室・食費・光熱水費等の実費負担があります。

○生活介護（通所）

かがやきの丘（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字谷所甲 1 3 6 4

電 話 0 9 5 4－6 6－9 0 6 4

定 員 1 9 名

備 考 送迎・食事提供有り（実費負担が必要となります。）

ココロテラス（株式会社 リブワン）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 3 2 2 - 1

電 話 0 9 5 4 - 6 6 - 5 5 2 2

サービス内容 生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス

定 員

- ・生活介護、児童発達支援（重症心身障がい児対象）…合算して 5 名
- ・放課後等デイサービス（重症心身障がい児対象）… 5 名
- ・児童発達支援、放課後等デイサービス…合算して 1 0 名

生活介護きみいろ+（合同会社 スマイルシェア）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲 6 6 2 番地

電 話 0 7 0 - 3 7 8 3 - 4 8 5 9

サービス内容 生活介護

定 員 1 0 名

※ 放課後等デイサービスとの多機能型

○就労移行支援

かがやきの丘（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字谷所甲 1 3 6 4

電 話 0 9 5 4 - 6 6 - 9 0 6 4

定 員 6 名

作業内容 縫製・内職（旗作り等）・弁当盛り付け・飲食業補助・陶芸

備 考 送迎・食事提供有り（実費負担が必要となります。）

就労支援センター 希望（医療法人財団 友朋会）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1 9 1 9

電 話 0 9 5 4 - 4 3 - 0 2 4 9

定 員 8 名

作業内容 病院内カフェ・クリーニング

備 考 送迎・食事提供なし（法人病院内の売店・食堂の利用可）

○就労継続支援A型

かがやきの丘（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字谷所甲 1 3 6 4

電 話 0 9 5 4－6 6－9 0 6 4

定 員 1 0 名

作業内容 弁当配達・飲食店接客等

備 考 送迎・食事提供有り（実費負担が必要となります。）

サン・フレンド（社会福祉法人 友悠会）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1 7 9 0

電 話 0 9 5 4－4 3－5 0 1 3

定 員 3 0 名

作業内容 クリーニング作業、嬉野温泉病院内病棟・施設への配送等

備 考 送迎・食事提供なし（併設病院内の売店・食堂の利用可）

○就労継続支援B型

第一たちばな学園（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 2 1 4 7

電 話 0 9 5 4－6 6－6 1 6 1

定 員 2 6 名

作業内容 手袋の袋入れ・電気部品組み立て等

備 考 送迎・食事提供有り（実費負担が必要となります。）

かがやきの丘（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字谷所甲 1 3 6 4

電 話 0 9 5 4－6 6－9 0 6 4

定 員 2 5 名

作業内容 手袋の袋入れ・箸置きの変り取り等

備 考 送迎・食事提供有り（実費負担が必要となります。）

就労支援センター 希望（医療法人財団 友朋会）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1 9 1 9

電 話 0 9 5 4－4 3－0 2 4 9

定 員 1 8 名

作業内容 クリーニング・農園芸・軽印刷・受託作業等

備考 送迎・食事提供なし（法人病院内の売店・食堂の利用可）

このめの里（社会福祉法人 このめ会）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲 2094-15

電話 0954-42-1380

定員 40名

作業内容 農作業・内職・豆腐作り・委託業務・店販売等

備考 送迎・食事提供有り（実費負担が必要となります。）

豊富（株式会社ハッピーうれしの）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙 541

電話 0954-42-1700

定員 20名

作業内容 ドッグフード作り、縫製作業等

備考 送迎・食事提供有り（実費負担が必要となります。）

○共同生活援助（グループホーム）

みかざきハイツ（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字谷所乙 3929-2

電話 0954-66-6161

定員 7名

備考 実費負担 61,000円／月（家賃・光熱水費・食費・金銭管理費）

こむたハイツ（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 2831

電話 0954-66-6161

定員 5名

備考 実費負担 61,000円／月（家賃・光熱水費・食費・金銭管理費）

冬野寮（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字久間甲 2784-11

電話 0954-66-6161

定員 5名

備考 実費負担 61,000円／月（家賃・光熱水費・食費・金銭管理費）

みさきハイツ（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字谷所乙 3 9 2 8

電話 0 9 5 4－6 6－6 1 6 1

定 員 5 名

備 考 実費負担 6 1, 0 0 0 円／月（家賃・光熱水費・食費・金銭管理費）

若葉荘（医療法人財団 友朋会）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1 9 1 9

（若葉荘B 嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲 1 4 2 6）

電 話 0 9 5 4－4 3－0 1 5 7

定 員 1 4 名（内、若葉荘B 4 名）

備 考 家賃 2 0, 0 0 0 円／月（別途 光熱費等が必要）

青雲荘（医療法人財団 友朋会）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1 9 1 9

電 話 0 9 5 4－4 3－0 1 5 7

定 員 2 0 名

備 考 家賃 1 5, 0 0 0 円／月（別途 光熱費等が必要）

このめホーム（社会福祉法人 このめ会）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲 1 5 1 2

電 話 0 9 5 4－4 2－1 3 8 0

定 員 5 名

家賃 1 0, 0 0 0 円／月（別途食費 1 5, 0 0 0 円・共益費 1 5, 0 0 0 円が必要）

○児童通所サービス

ぱいんキッズ（K&K企画 有限会社）

所在地 嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲 1 1 8－2

電 話 0 9 5 4－2 8－9 9 8 2

サービス内容 放課後等デイサービス

定 員 1 0 名

o n e ・ ピース（社会福祉法人 グリーンコープ）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 3 2 5 6 － 1

電 話 0 9 5 4 － 6 8 － 0 4 0 2

サービス内容 児童発達支援、放課後等デイサービス

定 員 1 0 名（児童発達支援と放課後等デイサービス併せて）

ゆめキッズ（株式会社 平野メディカルカンパニー）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲 1 8 5 7 番地 1

電 話 0 9 5 4 － 2 8 － 9 5 8 7

サービス内容 児童発達支援、放課後等デイサービス

定 員 1 0 名（児童発達支援と放課後等デイサービス併せて）

ゆめキッズ 2（株式会社 平野メディカルカンパニー）

所在地 嬉野市塩田町大字馬場下甲 2 9 4 6 － 1

電 話 0 9 5 6 － 8 0 － 4 9 3 0

サービス内容 児童発達支援、放課後等デイサービス

定 員 1 0 名（児童発達支援と放課後等デイサービス併せて）

ココロテラス（株式会社 リブワン）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 3 2 2 － 1

電 話 0 9 5 4 － 6 6 － 5 5 2 2

サービス内容 生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス

定 員

- ・生活介護、児童発達支援（重症心身障がい児対象）…合算して 5 名
- ・放課後等デイサービス（重症心身障がい児対象）… 5 名
- ・児童発達支援… 1 0 名
- ・放課後等デイサービス… 1 0 名

放課後等デイサービスはればれ（Happy Care Life 株式会社）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙 3 1 6 － 3

電 話 0 9 5 4 － 2 7 － 7 7 8 8

サービス内容 放課後等デイサービス

定員 知的、発達障がい児、不登校児童等対象 1 0 名（放課後等デイサービス）

デイスペースきみいろ（合同会社 スマイルシェア）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲 1 8 7 0 番地 1

電 話 0 8 0 - 5 3 2 7 - 1 7 7 3

サービス内容 児童発達支援、放課後等デイサービス（重症心身障がい児対象）

定 員 5 名（児童発達支援と放課後等デイサービス併せて）

放課後等デイサービスきみいろ（合同会社 スマイルシェア）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲 6 6 2 番地

電 話 0 7 0 - 3 7 8 3 - 4 8 5 9

サービス内容 放課後等デイサービス

定 員 1 0 名

○保育所等訪問支援

デイスペースきみいろ（合同会社 スマイルシェア）

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿甲 1 8 7 0 番地 1

電 話 0 8 0 - 5 3 2 7 - 1 7 7 3

ココロテラス（株式会社 リブワン）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 3 2 2 - 1

電 話 0 9 5 4 - 6 6 - 5 5 2 2

○相談支援

第一たちばな学園（社会福祉法人 たちばな会）

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲 2 1 4 7

電 話 0 9 5 4 - 6 6 - 6 1 6 1

サービス内容 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

ライブラリーガーデン（合同会社 ピースフルガーデン）

所在地 嬉野市嬉野町大字下野丙 1 6 5 5 D. コーポ三坂 7 号

電 話 0 8 0 - 1 4 9 4 - 8 7 1 5

サービス内容 障害児相談支援、計画相談支援